

社会・環境部会部会賞表彰要領

平成 24 年 3 月 21 日 第 26 回社会・環境部会全体会議制定

(目的)

第1条 社会・環境部会部会賞表彰内規(以下内規という)の実施は、内規に定めるところの他は、本要領の定めるところによる。

(部会賞の種類、要件、対象、数)

第2条 部会賞に下記の賞を設ける。

(1) 業績賞:原子力の社会的側面あるいは原子力と社会との接点の分野において顕著な業績のあった個人に授与する。

(2) 優秀発表賞:原子力の社会的側面あるいは原子力と社会との接点の分野における優秀な発表(論文、著作、口頭発表等)を対象とし、これをなした個人及びグループに授与する。

(3) 優秀活動賞:原子力の社会的側面あるいは原子力と社会との接点の分野における優秀な活動を対象とし、これをなした個人及びグループに授与する。

(4) 奨励賞:原子力の社会的側面あるいは原子力と社会との接点の分野における優秀な発表および活動、あるいは部会の発展や運営に対する貢献を対象とし、原則として、これをなした概ね35歳までの個人またはグループに授与する。

2 優秀発表賞の対象は募集期限を起点とする過去3年間以内の成果とし、それぞれの賞の受賞者はグループを1者と数えて個人との総和で原則として3者以内とする。

3 賞は表彰盾、メダルまたは賞状とする。

(部会賞表彰小委員会)

第3条 内規第3条に関連して、部会運営小委員会の下に部会賞表彰小委員会(以下、表彰小委員会という)を置くことができる。

2 表彰小委員会は、部会賞受賞候補者を表彰し、運営小委員会に提案することを任務とする。

3 表彰小委員会は、表彰小委員会小委員長および若干名の委員をもって構成する。表彰小委員長は部会長が選任し、委員は表彰小委員長が選任する。ただし、表彰小委員長および委員は受賞候補者または推薦者になれないこととし、これに該当した場合はさらに補選をする。

(募集方法)

第4条 運営小委員会または表彰小委員会は、社会・環境部会ホームページ、社会・環境部会電子メールにより公告して受賞候補者の推薦を受ける。

2 部会員または学会賛助会員代表者(以下、部会員等という)は、自薦、他薦を問わ

ず、[所定の用紙またはフォーマット](#)を推薦状として表彰小委員会に提出することができる。

(補則)

第5条 この要領に規定されてない事項や表彰小委員会の運営に関し必要な事項は、運営小委員会の協議による。

(旧部会表彰規定細則)

平成16年12月15日 運営委員会にて決定

平成17年3月16日 運営委員会にて改定

平成17年5月11日 運営委員会にて改定

平成18年2月27日 運営委員会にて改定

平成19年2月15日 運営委員会にて改定

(目的)

第1条 日本原子力学会社会・環境部会表彰規定(以下規定という)の実施は、規定に定めるところの他は、この細則の定めるところによる。

(種類と対象)

第2条 部会賞に下記の賞を設ける。

1) 業績賞:原子力の社会的側面あるいは原子力と社会との接点の分野において顕著な業績のあった個人に授与する。

2) 優秀発表賞:原子力の社会的側面あるいは原子力と社会との接点の分野における優秀な発表(論文、著作、口頭発表等)を対象とし、これをなした個人及びグループに授与する。

3) 優秀活動賞:原子力の社会的側面あるいは原子力と社会との接点の分野における優秀な活動を対象とし、これをなした個人及びグループに授与する。

4) 奨励賞:原子力の社会的側面あるいは原子力と社会との接点の分野における優秀な発表及び活動、あるいは部会の発展や運営に対する貢献を対象とし、原則として、これをなした概ね35歳までの個人またはグループに授与する。

2 優秀発表賞の対象は募集期限を起点とする過去3年間以内の成果とし、それぞれの賞の受賞者はグループを1者と数えて個人との総和で原則として3者以内とする。

3 賞は表彰盾、メダルまたは賞状とする。

(部会賞選考小委員会)

第3条 規定第3条に基づき、部会運営委員会の下に部会賞選考小委員会(以下、小委員会という)を置く。

2 小委員会は、部会賞受賞候補者を選考し、部会運営委員会に提案することを任務とする。

3 小委員会は、委員長及び若干名の委員をもって構成する。委員長は部会長が選任し、委員は委員長が選任する。ただし、委員長及び委員は受賞候補者または推薦者になれないこととし、これに該当した場合はさらに補選をする。

(募集方法)

第4条 小委員会は、学会誌、部会ホームページ、部会電子メールにより公告して受賞候補者の推薦を受ける。

2 部会員または原子力学会賛助会員代表者(以下、部会員等という)は、自薦、他薦を問わず、[所定の用紙またはフォーマット](#)を推薦状として小委員会に提出することができる。

(補則)

第5条 この細則に規定されていない事項や小委員会の運営に関し必要な事項は、運営委員会の協議による。